明治三十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（号外第141号）　官　報　平成27年6月24日　水曜日　1

官報（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部を改正する件（法務三四九）　一

〔人事異動〕

国土交通省　一〇

〔公告〕

諸事項

裁判所
　破産・免責・再生関係　三〇

特殊法人等
　独立行政法人製品評価技術基盤機構
　工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録・型式適合認定・厚生年金基金解散・清算人就任関係　四九

地方公共団体
　行旅死亡人・無縁墳墓等改葬・公示送達関係　五一

会社その他
会社決算公告　五四

告示

○法務省告示第三百四十九号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十二年法務省告示第百二十六号）の全部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から施行する。

平成二十七年六月二十四日

法務大臣　上川　陽子

債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第１　目的（法第１条関係）
第２　用語の定義（法第２条関係）
第３　本ガイドラインの適用対象者の範囲
第４　個人情報の利用目的に関する義務
　１　利用目的の特定（法第15条第１項関係）
　２　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）
　３　利用目的による制限（法第16条関係）
第５　機微（センシティブ）情報について
第６　個人情報の取得に関する義務
　１　適正な取得（法第17条関係）
　２　取得に際しての利用目的の通知等（法第18条関係）
第７　個人データの管理に関する義務
　１　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）
　２　安全管理措置（法第20条関係）
　３　従業者の監督（法第21条関係）
　４　委託先の監督（法第22条関係）
第８　個人データの第三者提供に関する義務
　１　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）
　２　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）
　３　いわゆる「オプトアウト」（法第23条第２項・第３項関係）
　４　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）
第９　保有個人データの開示等に関する義務
　１　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）
　２　保有個人データの開示（法第25条関係）
　３　保有個人データの訂正等（法第26条関係）
　４　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）
　５　理由の説明（法第28条関係）
　６　開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）
　７　手数料（法第30条関係）
第10　苦情処理に関する義務（法第31条関係）
第11　個人情報保護に関する宣言の制定について
第12　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第13　勧告、命令等についての考え方
第14　ガイドラインの見直しについて

第１　目的（法第１条関係）

本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第６条及び第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月２日閣議決定。平成20年４月25日一部変更。平成21年９月１日一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）に基づき法務大臣からサービサー法第３条の営業許可を受けた「債権回収会社」（サービサー法第２条第３項で定義される株式会社）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、債権管理回収業分野の実情や特性等を踏まえ、債権回収会社が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、当該目的は、本ガイドラインにおいても、同様である。

本ガイドラインにおいて、「～ならない」と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である債権回収会社が従わない場合には、法務大臣により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない債権回収会社がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはないが、取り扱う個人情報の性質は個人情報取扱事業者である債権回収会社と同じであることから、個人情報取扱事業者の義務に準じた措置を講ずることとする。

本ガイドラインにおいて、「～こととする」と記載している規定については、法の課す義務ではなく、債権回収会社がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはないが、法の基本理念（法第３条）を踏まえ、個人情報保護の推進の観点から債権回収会社において積極的な取組に努めることを求める努力規定である。

債権回収会社については、本ガイドラインが適用され、本ガイドラインに規定のない事項については、「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成27年法務省告示第178号）が適用される。また、事業の内容に応じて、各事業分野ごとに策定されたガイドラインが適用される場合には、これによるものとする。

なお、本ガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第２　用語の定義（法第２条関係）

１　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。